

湖西市公平委員会規則第 2 号

湖西市職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 8 年 4 月 24 日

湖西市公平委員会委員長

岩田直也

湖西市職員団体の登録等に関する規則の一部を改正 する規則

湖西市職員団体の登録等に関する規則（平成 22 年湖西市公平委員会規則第 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条中「条例第 4 条第 3 項」を「同条第 3 項」に、「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 2 項第 3 号」に改める。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 2 号から様式第 4 号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

様式第 6 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

職員団体の名称
代表者の役職氏名 様

湖西市公平委員会委員長



登 録 に 関 す る 通 知 書

年 月 日付けの職員団体登録申請書(職員団体登録事項変更届)は、地方公務員法第 53 条の規定に適合することを認め本日これを登録した(適合しないため登録できない)ので、湖西市職員団体の登録に関する条例第 3 条の規定により通知します。

(登録できない理由)

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号及び様式第8号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第6条関係)

第 号
年 月 日

職員団体の名称

代表者の役職氏名

様

湖西市公平委員会委員長

印

登録の効力停止通知書

地方公務員法第53条第6項の規定により、次のとおり登録の効力を停止するので、湖西市職員団体の登録に関する条例第5条の規定により通知します。

1 停止期間 年 月 日 年 月 日までの 日間

2 停止事由

備考

1 審査請求について

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 11 号を次のように改める。

様式第11号(第6条関係)

第 号
年 月 日

職員団体の名称

代表者の役職氏名

様

湖西市公平委員会委員長

印

登 録 取 消 通 知 書

地方公務員法第53条第6項の規定により、次の事由によりその登録を取り消すので、湖西市職員団体の登録に関する条例第5条の規定により通知します。

取消事由

備考

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日

の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 処分の効力

この処分の効力は、当該処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があったときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じません。

様式第 12 号中「すべて」を「全て」に改める。

様式第 13 号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。